

参考資料（提出不要です。申請前の欠格要件の確認に御利用ください。）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 欠格要件チェックシート

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」といいます。）に基づき、（特別管理）産業廃棄物処理業の許可申請を行うにあたって、申請者が以下の欠格要件に該当しないか確認願います。

欠格要件		
法第14条第5項第2号イ		確認欄
法第7条第5項第4号イ		☒
イ	▶▶▶心身の故障によりその業務を適切に行うことができないもの 心身の故障によりその業務を適切に行うことができないものとして環境省令で定める者 （精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断 及び意思疎通を適切に行うことができない者）	☐
ロ	▶▶▶破産者 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの	☐
ハ	▶▶▶禁固以上の刑で5年を経過しない者 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者	☐
ニ	▶▶▶次の法律違反で罰金以上の刑で5年を経過しないもの この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で 政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第 1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第20 6条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為 等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執 行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	☐
ホ	▶▶▶重大な違反により廃棄物処理業許可を取り消され5年を経過しない者 ▶▶▶浄化槽清掃業許可を取り消され5年を経過しない者 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の 2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6にお いて読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取 り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であ る場合（法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6に おいて準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）にお いては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定によ る通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又 はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力 を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を 経過しないものを含む。）	☐
ヘ	▶▶▶廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可取消通知後、処分決定までに廃業届出した者 で、届出日から5年を経過しない者 法第7条の4若しくは第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合 を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法 第15条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定す る日までの間に法7条の2第3項（法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において 読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若し くは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいづれ かの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定によ る届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日 から5年を経過しないもの	☐

ト	▶▶▶への取消通知日 6 0 日前以内に廃業届出した者で届出日から 5 年を経過しない者へに規定する期間内に法第 7 条の 2 第 3 項の一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 3 8 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前 6 0 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの	☐
チ	▶▶▶不正又は不誠実な行為のおそれがある者 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	☐
法第 14 条第 5 項第 2 号ロ		☐
▶▶▶暴力団員等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者		
法第 14 条第 5 項第 2 号ハ		☐
▶▶▶未成年で法定代理人が「イ・ロ」に該当 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が法第 14 条第 5 項第 2 号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号イからチ）又はロのいずれかに該当するもの		
法第 14 条第 5 項第 2 号ニ		☐
▶▶▶法人で役員又は政令使用人のうち「イ・ロ」に該当 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第 14 条第 5 項第 2 号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号イからチ）又はロのいずれかに該当する者のあるもの		
法第 14 条第 5 項第 2 号ホ		☐
▶▶▶個人で政令使用人のうち「イ・ロ」に該当 個人で政令で定める使用人のうちに法第 14 条第 5 項第 2 号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号イからチ）又はロのいずれかに該当する者のあるもの		
法第 14 条第 5 項第 2 号ヘ		☐
▶▶▶暴力団員等が事業活動支配者 暴力団員等がその事業活動を支配する者		

※ 産業廃棄物処理業の欠格要件の概要を記載していますが、すべてを網羅し記載することは難しいことから、必要に応じて、廃棄物処理法の条文を確認願います。

（御不明な点等がある場合には、環境部廃棄物対策課指導係担当まで御相談ください。）